

## 笹川地区自主防犯組織要項

### 1) 名称と事務所

[ 笹川安全なまちづくり委員会 ] と称し、事務所を四郷地区団体事務局に置く。

- 2) 本会は、笹川連合自治会の一組織として、笹川地区の防犯活動を図る事を目的とする。
- 3) 本会は、笹川地域に在住する住民で防犯パトロール参加呼びかけに賛同した者（個人及び団体）で構成し、会員相互の親睦を図り、目的達成に必要な活動をする。
- 4) 本会は、以下の役員を置き、会の運営を当る。

委員長 1名	委員長は会を代表して、会務を統括する。
副委員長 1名	副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故有る時は会務を代行する。
書記 1名	書記は会の事務を分掌する。
会計 1名	会計は会の会計を分掌する。
会計監査 2名	監査は、会の会計会務を監査する。
リーダー	この会の活動遂行のため必要なときにリーダーを置く。 ( 19年度4月より地区リーダーを設置する。 )

### 5) 組織活動基本姿勢

#### 1. 防犯パトロールの基本姿勢について

[ 無理せず、出来るときに、出来る場所で、出来る範囲で実施 ] を基本とし、入会時には、（犯罪の未然防止の為に、動く防犯パトロール宣伝隊員）活動と、会員間の親睦、楽しく永く続けられる仲間作りの主旨に、ご理解を得る事とする。

#### 2. 防犯活動備品について

防犯活動に参加される方には、活動内容に合わせて以下の備品を貸し出す。

徒歩パトロール者・・・腕章、緊急連絡カード、帽子（希望者）

車両パトロール者・・・車ステッカー、自転車ステッカー

集団（夜間）パトロール者・・・LED警棒、防犯反射ウェア、その他重複利用  
その他会員は全員にシールを配布する。（平成20年より）返却不要

#### 3. 移転等退会者は個人向け貸し出し備品を返却を原則とする。

#### 4. 会議等推進、調整活動

本会は、月例役員会の他に、定例パトロールでの情報連絡、意見交換会を開催し、必要に応じて委員長が召集する。

### 附則

この要項は、平成17年12月5日から施行する。

会員名簿別紙参照

本要項は、平成19年4月10日に一部改正、同日より施行する。

平成17年12月1日

平成17年12月14日REV- 1

平成21年4月30日REV-2

## 自主防犯「パトロール・ボランティア活動者」へのお知らせ

安全なまちづくり委員会

### 1. 笹川の自主防犯パトロールはどんな事をするの？

犯罪のない「安全で安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指して

《犯罪を未然に防止する為に、腕章・防止・タスキ等のパトロール備品を、周りを見せて頂く  
「動く防犯パトロール宣伝隊員」となって頂く》事を目標として開始しています、

) 個人でのパトロール時の注意事項

不審な状況に遭遇した場合でも、自身の安全第1の為、黙視のみで留めてください。

{ 「あいさつ」の声掛け程度におさえ、**直接の指導・声かけはしない**}

) 笹川自主防犯活動は以下の内容案を少しずつ前進させていきます。

a) 防犯広報・情報提供活動

b) 防犯パトロール隊活動・青色回転灯パトロール車隊活動。

c) 子供(婦女子)の保護・誘導活動(子供見守り隊)

d) 環境浄化・防犯診断・危険箇所点検活動

e) 安全に関するコミュニティーの設置活動等の活動で出来る事からしております。

笹川自主防犯活動は、最初のa)から皆さんのお力を得てスタートしています。b)以降の事項も、  
推進していますので、皆さん、宜しくご協力お願いします。

### 2. 今回のボランティア活動者は、誰にお願いするの？

地域住民/社会人/自治会会員とします。(未成年者は、事務局の許可制とします。)

) 楽しんで活動して頂ける方。

) 日本の法律を(含む交通安全)遵守して頂ける方。

) 笹川地区内を、よく散歩・通行等利用される方。

) 笹川地区内で、お仕事をされて居り、防犯活動を支援頂ける法人・個人の方。

) 防犯活動が大切と思っておられる方。

### 3.何時・どんな所で活動するのか？

継続的なパトロール活動を実施して頂く。

）皆さんが出来る時に、出来る場所で、出来る範囲で実施して下さい。

### 4.パトロール時は十分に注意して！

皆さん「自身の安全第一」を原則に下記等の配慮を願い活動して下さい。

）昼夜を問わず、目立つ服装で、腕章・表示物等を着用願います！

）交通事故等からご自身を守る注意・準備に御配慮を！

）危険物・凶器になるような物は、携行しないで！

### 5.パトロール者へのお願い。

a) パトロールでの気づき事項の連絡について。

）不審・不安を感じた時。

）危険な場所を感じた時。

「緊急時の連絡カードは常に利用出来る様にしておいて下さい」

）改善要望・その他は、自治会長 又は 四郷地区団体事務局へ連絡願います。

( 四郷地区市民センター内：10時～17時の間 ) T E L : 322-5675

b) パトロール参加者同士のコミュニケーションを。

）ボランティア同士での挨拶は、犯罪者に防犯活動中である事を強烈にPRする事になる筈です。

）お互いに情報・知見情報（楽しく進めるアイデア等）の交換を。

c) 万が一、怪我等が発生した場合。

）早急に、自治会長・四郷地区団体事務局に連絡願います。

「自治会保険又は、四日市市ボランティア保険の申請をします。」

d) ボランティア活動情報で得た個人情報は決して口外しないでください。

「防犯情報を悪用されたケースが外部の団体で発生しているとの事」

e) ボランティア活動員としての適正を欠く事態が生じた場合は、退会を願う事が有ります。

f) 本日手交の備品は、大切に利用・管理願います。

イ) 又貸しは絶対にしない事、転居等で活動出来なくなる場合は返却願います。

ロ) 紛失時は、自治会長・団体事務所に早急に連絡願います。全員で探索します。

ハ) 破損等で、使用上問題が発生した場合も上記同様の連絡を願います。

g) 連絡票の活用参考例

\* ) 挙動不審者を発見した時 . . .

学校近辺時は 学校関係者 又は「パトロール関係者へ早急に情報を。

一般地域時は パトロール関係者 又は交番に。

( 緊急性の有無・伝達したいポイント等をメモを利用して )

連絡する時等にカードを利用願います。

h) その他連絡事項

イ) 備品配布のお知らせ

ナンバー付き腕章・帽子・蛍光タスキ・自転車ステッカーは各個人に配布します。

赤色棒・防犯チョッキ他は定例防犯パトロール活動者に配布します。

自動車ステッカーは、「1軒に1台分」とさせていただきます。

追加手当後に増配を検討としたい。

ロ) 防犯パトロール隊による笹川地内パトロールを実施しています。

定例防犯パトロールに参加可能者は、現地に参集願います。

( 参加時のお願い事項：懐中電灯持参願います。出来るだけ夜間目立つ服装で )

青色回転灯パトロール車による地区内パトロールに参加可能は、青パト車の方と

連絡を取り合い応援願います。

ハ) その他連絡事項

緊急時は、会長・役員・連絡員等連絡が取れる方へ順番にTELする。

定例パトロール会場・全体会議場所での連絡。

自治会長 又はパトロール隊連絡員経由での連絡。